

○北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達

北海道防衛局達第5号

改正 令和5年3月31日北海道防衛局達第6号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条の規定に基づき、北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達を次のように定める。

平成28年7月29日

北海道防衛局長 吉田 廣太郎

北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）第2条第8項から第17項まで及び第25項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第9条第3項から第8項まで及び第11項の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定めによる勤務をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通則）

第2条 北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務の実施については、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）、事務官等訓令及び自衛官訓令、その他の法令等で定めるもののほか、この達の定めるところによる。

北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達
(勤務時間の割振り又は日課の定め)

第3条 規則第44条第5項若しくは第7項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項若しくは第6項の適用を受ける自衛官(以下「フレックスタイム制適用隊員」という。)に対する勤務時間の割振り又は日課の定め(以下「勤務時間の割振り等」という。)については、適切な隊務の運営を確保しつつ、次の表に定める者が行うものとする。

勤務時間の割振り等を行う者		勤務時間の割振り等を受ける者
北海道防衛局	局長	次長、部長、防衛補佐官、会計監査官、帯広防衛支局長及び千歳防衛事務所長
	部長	部次長、課長、室長、報道官
	課長	課の隊員(課長及び室長を除く。)
帯広防衛支局	支局長	次長、課長及び建設計画官
	課長	課の隊員(課長を除く。)
	建設計画官	建設計画官付きの隊員
千歳防衛事務所	所長	事務所の隊員(所長を除く。)

(標準勤務時間)

第4条 フレックスタイム制による勤務時間の割振り又は日課の定め
の基準等について(防人計第7492号。令和5年3月31日。以下「基準通知」という。)の第1第8項第2号の標準勤務時間は、休憩時間を除き、8時30分から17時15分までとする。

(コアタイム及び休憩時間)

第5条 フレックスタイム制適用隊員のコアタイム及び月曜日から

北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達金曜日までの間の休憩時間については、次の表に定める「コアタイム」欄及び「休憩時間」欄のとおりとする。

フレックスタイム制 適用隊員の区分	勤務時間 及び日課		休憩時間	休養日（規則第44第3項に規定する休養日及び自衛官訓令第5条第2項に規定する休養日をいう。）
	コアタイム	フレキシブル タイム		
一般隊員（規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官をいう。）	1300～ 1500	0500～ 1200、 1500～ 2200	おおむね 毎4時間 の連続する 正規の勤務 時間の後に 30分以上 置くこと	日曜日及び 土曜日
育児介護隊員（規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第6項の適用を受ける自衛官をいう。）	1300～ 1500	0500～ 1200、 1500～ 2200	。（※）	日曜日及び 土曜日。 申告がある 場合は、上 記以外に1 日。

※ 隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、連続する正規の勤務時間が6時間30分

北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達
を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。

(単位期間の開始日)

第6条 北海道防衛局におけるフレックスタイム制勤務の単位期間
の開始日は、平成28年9月5日とする。

(申告等)

第7条 隊員のフレックスタイム制勤務に係る申告等については、
基準通知別紙様式第8に定める状況申出書、状況変更届及び申告
・割振り簿により、次の各号に掲げる隊員の区分に応じて、当該
各号に定める期日までに勤務時間の割振り等を行う者へ申告する
ものとする。

(1) 規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛
官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算
して、できる限り2週間前までに申告するものとする。

(2) 規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛
官訓令第9条第6項の適用を受ける自衛官

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算
して、できる限り1週間前までに申告するものとする。

(3) 特別の事情により第1号及び前号に規定する期日までに申告
ができなかった自衛官以外の隊員又は自衛官

できる限り速やかに申告するものとする。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事
項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成28年7月29日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日北海道防衛局達6号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。